

(令和4年1月1日より改訂運用)

いじめ防止対策 基本方針



大分大学教育学部附属小学校

I いじめ防止対策の基本

1. 基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるように行われなければならない。また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにしなければならない。

2. いじめの定義

「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は、学校の内外を問わない。

(留意点)

①「いじめ」に当たるか否かの判断

たった一人の教職員の不適切な理解が、いじめ行為の見過ごしや見逃しにつながりかねない。また、一部の教職員の不適切な言動が、いじめを容認するものと児童生徒に受け止められ、加害側の行為をエスカレートさせたり、被害側に教職員に相談することをためらわせたりもする。全ての教職員が、正しいいじめ理解、適切ないじめ対応に向かえるようになることが重要である。

そのため、個々のいじめの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

②具体的ないじめの態様例

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

③警察への相談

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に大学、警察、弁護士等に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

Ⅱ いじめ防止対策の具体

1. 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級全体が、人権に関する知的理解及び人権感覚・意志を育む学習活動を各教科、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進し、人権尊重する必要がある。

特に、児童が他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くため、信頼関係ある人間関係づくりや、人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

いじめ問題は、未然防止に取り組むことが最も重要であり、そのためには、全ての教職員が「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子にも起こり得る」という認識をもって真摯に取り組む必要がある。

2. いじめ防止対策組織

いじめの未然防止や早期発見に向けた取り組みを効果的に推進し、発生したいじめの事案に対して、迅速、的確、組織的に対処するため、次のように対応する。

(1) 一次対応組織（通常事態）

いじめを確認した場合、一次対応を行う。

責任対応者：担任、学年主任

連携対応者：指導教諭、教務主任、いじめ担当

記録責任者：担任

(2) 二次対応組織（重大事態）

命に関わる重大事態や長期の一次対応でも解消に至らない事案は、〔いじめ防止対策委員会〕を立ち上げ、保護者、関係機関、大学等と連携しながら組織的対応を行う。

〔いじめ防止対策委員会〕

- ・校長 ・教頭 ・指導教諭 ・教務主任 ・生活指導主任 ・いじめ対策担当 ・学年主任
- ・養護教諭 ・スクールカウンセラー ・SSW

3. いじめの早期発見に向けて

(1) 子どもの状況把握・情報収集

- ・子どものサインについて共通理解を図り、全教職員で日常的に見とりを行う。
- ・日頃から、子どもの様子について情報交換を行う。(学年会、各種委員会、職員連絡会、)
- ・子どもの行動を観察し、小さな変化を見落とさないようにする。

場面	サイン
登校時 朝の会	<ul style="list-style-type: none"> ・欠席、遅刻が増える。 ・表情が暗く、あいさつの声が小さい。 ・体調不良が続いている。 ・視線が合わず、うつむいている。 ・服装が汚れたり、破れたりしている。
授業中	<ul style="list-style-type: none"> ・提出物や学習用具を続けて忘れる。 ・教科書、ノートに落書きや汚れがある。 ・発表を笑われたり、からかわれたりしている。 ・班やグループをつくる時に、孤立している。 ・おどおどした様子が見られる。
休み時間など	<ul style="list-style-type: none"> ・一人で遊んでいることが多い。 ・職員室や保健室に出入りすることが多い。 ・遊んでいる時にも、笑顔が少なく、表情が暗い。 ・呼び捨てやあだ名で呼ばれることが多い。 ・給食の配膳時、避けられる様子が見られる。 ・給食の食べ残しが多い。 ・給食や掃除の準備、片付けなど仕事を押しつけられている。
放課後 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・慌てて下校する。 ・学校に残ろうとする。 ・一人で帰ることが多い。 ・作品掲示物や机に落書きや破損が見られる。 ・持ち物がなくなったり、いたずらされたりする。 ・急激な成績低下や学習意欲の低下が見られる。

(2) いじめを確認した時の措置

- ・いじめの発見・通報を受けた場合は、速やかに事実を明らかにするとともに、担任などの特定の教職員が抱え込むことなく、いじめの問題の重大性を全教職員で共通理解し、組織的な指導体制を確立する。
- ・いじめを受けた児童といじめを行った児童及び双方の保護者に対し、事実関係を速やかに説明し、適切な対応が行えるよう保護者の協力を求めるとともに、関係機関・専門機関との連携の下で必要な指導や支援を継続的に行う。
- ・いじめを行った児童に対しては、「いじめは絶対に許されない行為」であり、相手の心身に及ぼす影響に気付かせるなど、毅然とした指導を行う。また、当該児童がいじめ行為に至った背景を把握のうえ再発防止措置を図りつつ、いじめの状況に応じて、心理的孤立や疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、指導計画による指導(出席停止等を含む措置)のほか、警察等との連携による措置も含めた指導、助言、支援を行う。
- ・いじめが解消したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、適宜適切な指導と支援を行う。

(3) いじめ防止対策に係る年間活動計画

児童の実態を調査するため、年間3回「いじめアンケート」を実施・分析・情報共有する。

月	活動内容	ポイント
4	○いじめ防止基本方針の作成(いじめ対策担当) ○いじめ防止基本方針の周知(いじめ担当:運営委員会)	・学校・学級でのいじめに対する姿勢の明確化 ・年間活動・具体的取り組みの共通理解
5	○第1回いじめアンケート準備・配布(いじめ担当)	・日常生活からのいじめの現状把握
6	●第1回いじめアンケート実施(担任) ○第1回いじめアンケート結果入力・解消に向けた対応(担任) ○第1回いじめアンケート集約・分析(いじめ担当)	・いじめの実態の把握と解決に向けての組織的取組
7	○第1回いじめアンケート分析結果共有(運営委員会議事) ○児童経過観察(担任・学年部・指導教諭)	・子どもの変化の確認
8	○児童経過観察(担任・学年部・指導教諭)	・子どもの変化の確認
9	○児童経過観察(担任・学年部・指導教諭)	・子どもの変化の確認
10	○児童経過観察(担任・学年部・指導教諭)	・子どもの変化の確認
11	●第2回いじめアンケート実施(担任) ○第2回いじめアンケート結果入力・解消に向けた対応(担任) ○第2回いじめアンケート集約・分析(いじめ担当)	・いじめの実態の把握と解決に向けての組織的取組
12	○第2回いじめアンケート分析結果共有(運営委員会議事) ○児童経過観察(担任・学年部・指導教諭)	・子どもの変化の確認
1	○児童経過観察(担任・学年部・指導教諭)	・子どもの変化の確認
2	●第3回いじめアンケート実施(担任) ○第3回いじめアンケート結果入力・解消に向けた対応(担任) ○第3回いじめアンケート集約・分析(いじめ担当)	・いじめの実態の把握と解決に向けての組織的取組
3	○第3回いじめアンケート分析結果共有(運営委員会議事) ○児童経過観察(担任・学年部・指導教諭) ○次年度への指導記録等引き継ぎ情報の作成(担任) ○いじめ対策の見直し・次年度方針の作成(いじめ担当)	・子どもの変化の確認 ・日常生活からのいじめの現状把握 ・いじめに関する情報の引き継ぎといじめ対策の点検

Ⅲ 重大事態への対応及び対応

1. 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは「いじめにより児童の生命、身体また財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」のほか、「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」である。なお、「相当な期間」とは、不登校の定義をふまえ、年間30日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席している場合は、適正に調査し、校長が判断する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、大学・文部科学省に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となり、スクールカウンセラー等の専門的知識を有する者や、外部専門家を加えた「いじめ対策検討委員会」で調査し、事態の解決にあたる。

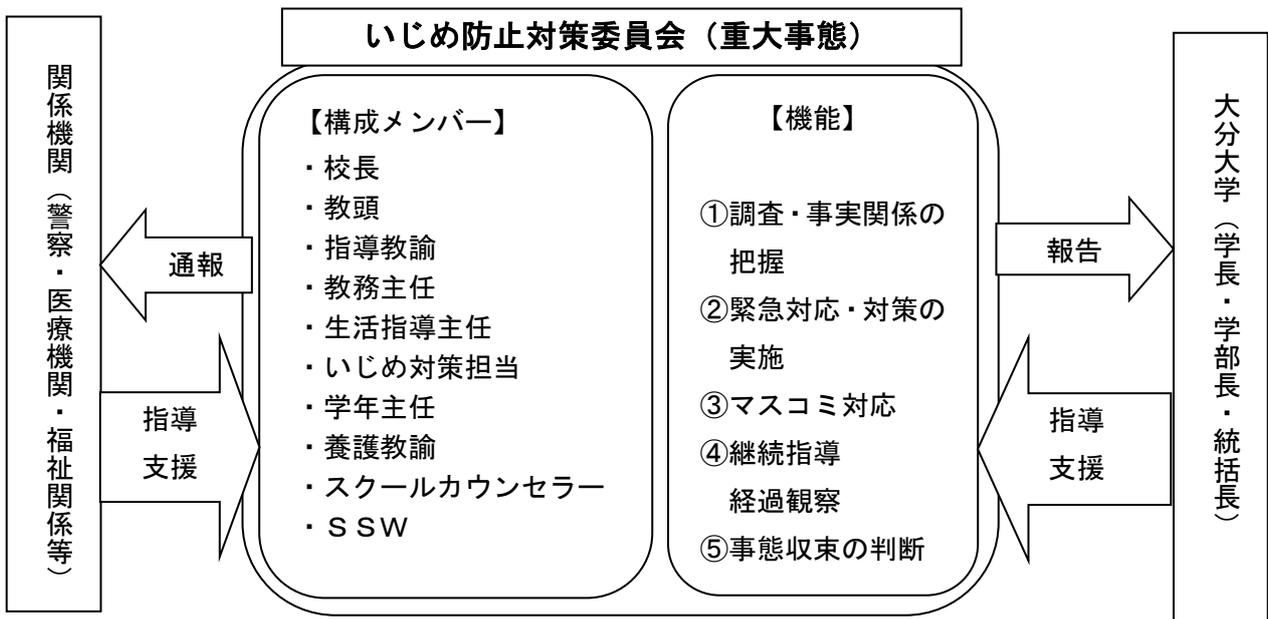
2. 学校による対応

(1) 調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

(2) 調査結果の提供及び報告

調査結果については、文部科学省に報告する。いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて文部科学省に送付する。



(趣旨)

第1条 この規程は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「推進法」という。）第28条第1項に規定する調査のための組織として、教育学部附属小学校、附属中学校及び附属特別支援学校（以下「附属学校」という。）において発生した重大事態に対処するために設置する、国立大学法人大分大学教育学部附属学校いじめ等重大事態調査委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、推進法第2条及び第28条第1項に規定するところによる。

(設置要件)

第3条 委員会は、学長が、附属学校において重大事態が発生したものと認める場合に設置する。

(業務)

第4条 委員会は、重大事態に対処し、及び同様の重大事態の発生防止のため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 関係者への事実関係の聴取
- (2) 重大事態の事実確認及び実態把握のために必要な調査
- (3) 調査に基づく分析評価
- (4) 調査報告書の作成
- (5) 当該児童等及び当該保護者に対する調査結果の報告
- (6) その他重大事態の調査及び報告に関し必要な事項

2 委員会は、前項第4号の調査報告書を学長に提出するものとする。

(構成)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長が指名する理事 1人
- (2) 教育学部の教員 若干人
- (3) 弁護士等の法曹関係者、精神科医、臨床心理士等の医療、心理等の専門家、教育行政経験者、学校管理職経験者等の教育実務専門家及び学識経験者 若干人
- (4) その他学長が指名する者

2 前項第2号及び第4号の委員は、学長が指名する。

3 第1項第3号の委員は、他大学、有識者の所属する団体等からの推薦に基づき、学長が委嘱する。

4 第1項各号の委員は、当該重大事態と利害関係等を有しない者でなければならない。

5 委員の任期は、前条第2項に規定する調査報告書の提出時までとする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、学長が指名する理事をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、その業務を統括する。

本基本方針は、令和4年1月1日に改定し、運用する

改訂履歴

(改訂した場合は、日付を記入し追記していくこと)

- 1 令和4年1月1日より運用
- 2 令和 年 月 日一部改訂